

第3期



# 士別市子ども・子育て支援事業計画(案)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度  
概要版



士別市

基本理念：共に支え合う地域の子

子どもいきいき 家族いきいき

まちいきいき ふれあいのまち

## 計画策定の趣旨

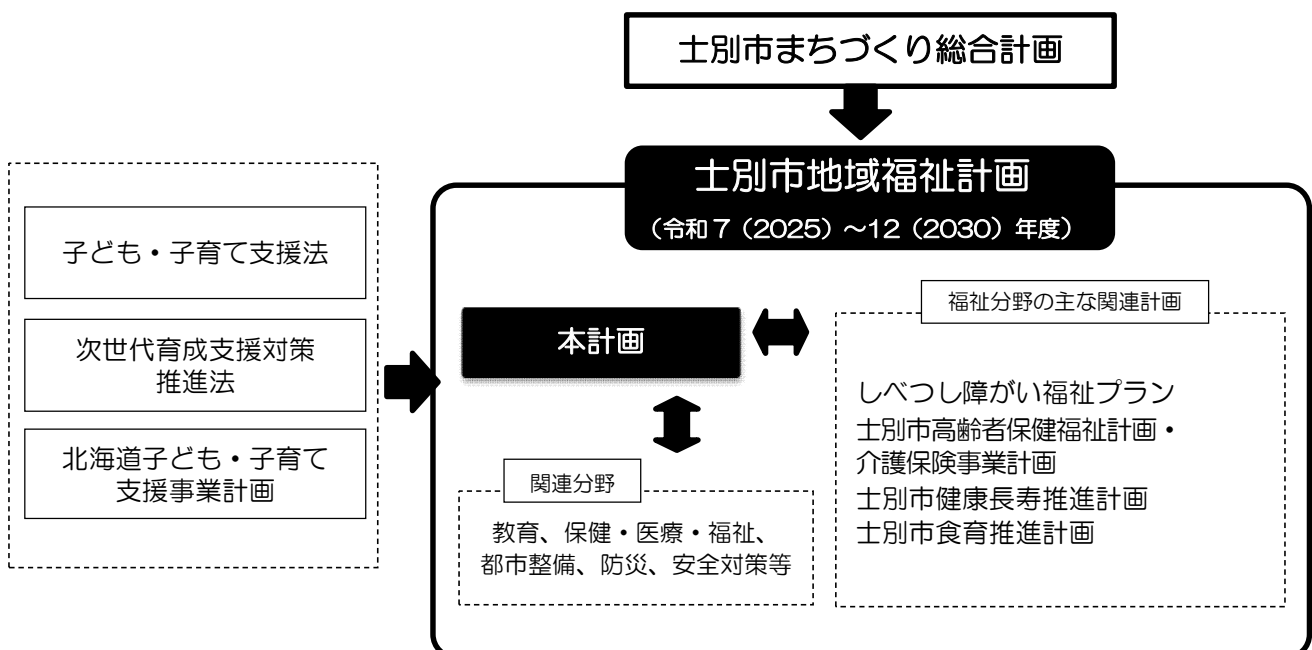
士別市では、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、令和2年3月に「第2期士別市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、保育の質の向上をはじめ、一時保育等の子育て支援策の強化、放課後児童対策等の子どもの居場所づくりの推進などに取り組んできました。

本計画は、第2期計画の評価・検証に加え、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の需要を把握し、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めることで、教育・保育事業に対するニーズに responding していくため、さらなる教育・保育環境や子育て支援体制の充実を図ることを指針とするものです。

## 計画の位置づけ

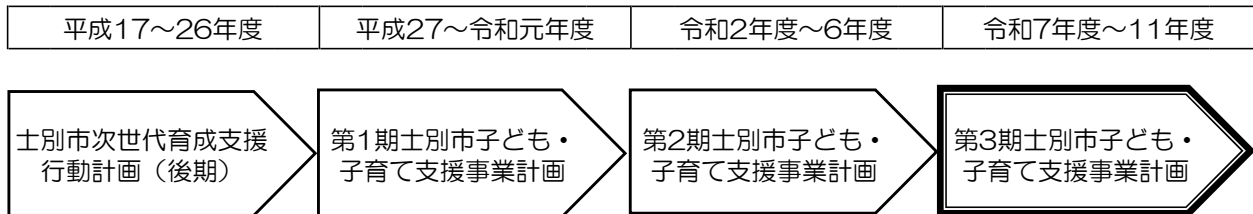
本計画は、士別市まちづくり総合計画を上位計画とした「士別市地域福祉計画」の分野別個別計画としての位置づけとともに、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法律、北海道子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画との整合と連動のもとに推進する計画です。

また、本市における子育て支援施策の基本的方向を示すものであり、市民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針とするものです。



# 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。



## 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすものであり、あわせて、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことにあります。一方、いつの時代であっても、保護者は子どもの健やかな成長を願うものであり、また、社会全体の大きな願いでもあります。

本計画の基本的な考え方として、制度が変わっても、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画の基本理念や基本目標を引き継ぎ、教育・保育環境、子育て支援体制の充実に努めていきます。

## 6つの基本目標と主な取り組み

### 1 地域における子育て家庭への支援

#### ■保育サービスの充実

幼稚園や保育所での教育・保育サービスの提供と、多様な保育サービスを確保するとともに、保育の質の向上を図ります。

#### ■就学児童の居場所づくり

放課後児童クラブや児童館、放課後子ども教室等において、全ての児童が安心して過ごせる放課後等の居場所づくりを進めます。

#### ■行政と市民による子育て支援の充実

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（サポート会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を支援します。

#### ■子育て交流の場づくり

土別市子育て支援センター、つどいの広場を中心に、遊びの広場の提供や育児相談を行うなど子育て支援の充実を図ります。



## ■幼児教育の充実

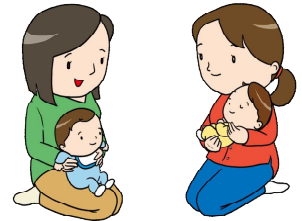
幼稚園教諭、保育士、学校教諭との情報交換会や学校教諭を対象に公開保育を開催するなど、幼稚園や保育所、行政、学校関係者との連携強化に努めます。

## ■経済的支援の充実

児童手当等の給付制度に加え、乳幼児等医療費助成制度をはじめとした市の単独支援制度を継続し、子育て世帯の経済的支援や負担軽減に努めます。

## ■家庭と関係機関の連携

乳幼児期からの子育てを保健、医療、福祉及び教育などの関係機関が家庭と連携し応援します。



## ■子育てに関する情報発信の充実

子育て世帯の情報入手方法に合わせた子育て関連情報の発信に努めます。

# 2 世帯の状況に合わせた支援

## ■児童虐待防止対策の推進

児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関と連携し、相談専用電話・窓口の設置をするなど児童虐待防止対策の強化を図ります。

## ■ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定に向けて、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援となる事業・制度等に関する情報提供の充実を図り、総合的な支援を図ります。

## ■障がい児支援施策の充実

しべつし障がい福祉プランを基本に、児童相談支援センターやこども通園センターを中心に相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービス等の支援体制の充実に努めます。

## ■いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実

心の教室相談員、青少年相談員の配置など相談体制の充実に努めるとともに、いじめの防止や早期発見、対処などを総合的に推進するため、いじめ防止基本方針を市及び各学校が策定し、子どもたちが健やかに成長できる環境を守ります。

## ■子どもの貧困対策の推進

子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに成長することができるよう、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」や道の「北海道子どもの貧困対策推進計画」を踏まえながら、子どもの貧困対策に取り組みます。

# 3 職業生活と家庭生活との調和の支援

## ■「仕事と育児の両立」についての普及啓発

育児休業の取得や育児中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境づくりを進めるために、関係機関や企業等との連携強化に努めます。



## 4 母と子どもの健康の確保・増進

### ■子どもや母親の健康の確保

保健福祉センターやこども・子育て応援課を中心に、健診や予防接種をはじめとした乳幼児の健康管理や相談・訪問事業などの保護者に対する支援など、出産から育児に至るまで、保護者のニーズに応じた育児支援に努めます。



### ■食育の推進

「第4次士別市食育推進計画」を基本に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、栄養バランスのとれた食事の摂り方や大切さ、家族と食事を食べる楽しさなどについての情報提供を行い、望ましい食習慣の定着を促進します。

### ■歯科保健対策の充実

1歳6ヵ月児健診や3歳児健診において、むし歯のある子どもとない子どもの差が大きい状況にあるため、食生活の改善とともに、早期から歯の健康意識を高める取り組みを行います。



### ■母子保健医療の確保

子どもの生命と健康を守り、母親が安心して子育てできるように、広域的な連携を進めながら、周産期医療や小児医療の確保に努めます。

## 5 一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

### ■子どもの権利の推進

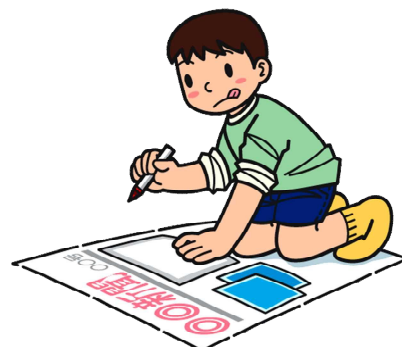
「士別市子どもの権利に関する条例」に基づき、権利侵害に対する相談、救済体制の充実を図るとともに、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

### ■子どもの生きる力の育成

子どもの職場体験や児童館等での様々な学習・体験機会を充実し、次世代を担う子どもたちの育成に努めます。

### ■家庭や地域の教育力の向上

家庭における教育のあり方についての認識や新しい社会にふさわしい教育機能を確立するため、地域と家庭が連携しながら家庭教育と地域教育力の資質向上に努めます。



## 6 安心して子育てできる環境づくり

### ■安心して、遊び、生活することができる環境づくり

子どもや保護者、保育所・幼稚園等の従事者などの意見を取り入れた安全・安心で魅力ある公園整備をはじめ、子どもたちが、のびのびと遊び、交流できる場づくりを推進します。

### ■子どもの交通安全の確保

保育所・幼稚園等の就学前児童や小学生を対象とした交通安全教室の実施や交通安全指導員を登下校配置するなど交通安全啓発や体制づくりに努めます。



### ■子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

士別市防犯協会や行政、学校等を中心に、市民一体となった防犯意識の向上や青少年の非行防止に努めます。

また、災害時に備えて、子どもたちを守るための訓練の実施や体制の整備、子どもたちの災害意識の向上を図ります。

## 幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策

国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、昨年実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口推計、利用実績を踏まえ、『幼稚園、認定こども園、保育所等への利用』と『地域子ども・子育て支援事業』それぞれ量の見込み（需要量）に対する供給量を確保できる見通しです。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

発行／ 北海道士別市／健康福祉部 こども・子育て応援課

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地

TEL : 0165-26-7759